

# 茨城県農業ビジネス保証制度要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県内において、商工業と農業を営む中小企業者等に、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資を行うことにより、資金調達の円滑化に寄与することを目的とする。

## (融資対象)

第2条 この融資制度を利用することができる者は、次の各項のすべてを満たすものとする。

1 商工業※1とともに県内において農業（中小企業信用保険の対象となる農業※2を除く。）を営む中小企業者※3、農事組合法人又は個人

※1 商工業とは、中小企業信用保険で対象としている業種のことをいう。

※2 中小企業信用保険の対象となる農業とは、以下の業種のことをいう。

- ・茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）
- ・もやし栽培農業（製造加工設備を有するものに限る。）
- ・蚕種製造業（製造加工設備を有するものに限る。）
- ・蚕種製造請負業（製造加工設備を有するものに限る。）
- ・菌床栽培方式のきのこ生産業または苗床栽培方式のかいわれ大根生産業のうち、作業所内で工場的生産設備をもって生産、卸売する事業。
- ・養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）
- ・畜産サービス業（獣医業を除く）（てい鉄修理業、ふ卵業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）、家畜貸付業に限る。）
- ・園芸サービス業

※3 中小企業者とは、中小企業信用保険の対象となる中小企業者をいう。

2 茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める信用保証対象資格がある者

## (資金使途)

第3条 融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、県内において営む農業の実施に必要な運転資金および設備資金とする。ただし、商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む。

なお、本制度に係る既往融資金を保証協会保証付融資により借り換える場合は、本制度によってのみ行うことができる。

## (融資条件)

第4条 本制度の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額

5,000万円

(2) 融資期間

ア 一括返済の場合

2年以内

イ 分割返済の場合

運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）

設備資金 15年以内（うち据置期間2年以内）

(3) 融資利率

金融機関所定利率とする。

(4) 貸付方法

証書貸付，手形貸付，手形割引又は電子記録債権割引とする。

ただし，根保証等極度設定のある貸付形式を除く。

(5) 返済方法

一括返済又は分割返済

(6) 信用保証

保証協会の信用保証付とする。

ただし，保証の割合は融資金額の80%（割合保証）とする。

(7) 信用保証料率

借入金額に対し0.8%とする。

なお，担保の提供がある場合は，0.1%を割り引くものとする。

(8) 担保

必要に応じて徴求するものとする。

(9) 保証人

原則として，法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は，保証協会の約定締結金融機関とする。

(その他の条件)

第6条 この要綱に定めるもののほか，融資に関する条件は，取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

(申込手続)

第7条 融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は，茨城県農業ビジネス保証制度認定申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて，融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県農業参入等支援センター（以下「認定機関」という。）に提出するものとする。

2 認定機関は，前項の申請書の提出を受けた場合において，融資条件等に該当すると認めるときは，その旨を記載した当該申請書を添付書類とともに融資申込者に交付するものとする。

3 融資申込者は，前項の規定により受領した申請書に添付書類を添えて，取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

4 取扱金融機関は，前項の規定により融資の申込みを受けた場合は，速やかに審査を行い，融資を行うことが適当であると認めるときは，融資を行うものとする。この場合において，必要と認めるときは，第2項で認定された融資条件等の範囲内で，融資金額，融資期間等の融資条

件等を変更することができる。

- 5 取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第3項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、信用保証の審査において準用するものとする。

#### (企業診断)

第8条 知事は、この要綱に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

#### (要綱の遵守)

- 第9条 認定機関は融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要綱に違反する事実があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。
- 2 取扱金融機関は、前項の規定による通知があった場合においては、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

#### (調査及び指導)

第10条 知事は、融資金の用途を確認するため特に必要があると認めたときは、認定機関及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

#### (損失補償)

第11条 知事は、この要綱に基づき保証協会が保証した債務について、代位弁済が生じた場合には、別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

#### (報告)

- 第12条 取扱金融機関は、融資を実施したときは、速やかに、別に定める茨城県農業ビジネス保証制度実行報告書（様式第2号）により認定機関に報告する。
- 2 保証協会は、取扱金融機関から第7条第5項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、認定機関に報告する。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、茨城県農業ビジネス保証制度取扱基準により取り扱うものとする。

#### 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。